

事例番号:340105

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第五部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 2 日

20:00 破水のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 39 週 3 日

17:30 陣痛開始

19:45 頃- 胎児心拍数陣痛図で変動一過性徐脈頻出

21:34 頃 胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少を伴う高度遅発一過性徐脈、遷延一過性徐脈を認める

22:05 子宮底圧迫法開始

22:09 頃 胎児心拍数陣痛図で基線細変動の消失を伴う持続する徐脈を認める

22:49 子宮底圧迫法で児娩出

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 3 日

(2) 出生時体重:3200g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.94、BE -20mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 3 点、生後 5 分 4 点

(5) 新生児蘇生：人工呼吸（バッグ・マスク）

(6) 診断等：

出生当日 新生児仮死、低酸素性虚血性脳症、気胸

(7) 頭部画像所見：

生後 7 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に明らかな信号異常、および拡散強調画像でびまん性に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

## 6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分：病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 1 名

看護スタッフ：助産師 1 名、看護師 1 名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症であると考えられる。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫に伴う臍帯血流障害により胎児が低酸素の状態となり、子宮底圧迫法により低酸素の状態が進行したことであると考えられる。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理（外来管理、切迫早産のための入院管理）は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 前期破水のため入院としたこと、および入院後の対応（分娩監視装置装着、バイタルサイン測定、超音波断層法実施、抗菌薬投与）は、いずれも一般的である。

(2) 妊娠 39 週 3 日 20 時 15 分に、基線細変動あり、一過性頻脈あり、発作時 120 拍/分まで下降ありと判読し医師に報告したことは一般的である。

(3) 妊娠 39 週 3 日 21 時 35 分に基線細変動減少を伴う高度遅発一過性徐脈や遷延一過性徐脈が認められる状況で、助産師が医師の立ち会いを要請したことは一般的である。

- (4) 妊娠 39 週 3 日 21 時 45 分頃以降、基線細変動減少を伴う高度遷延一過性徐脈を認められ、児頭の位置 Sp±0 cm の状態で 22 時 5 分より子宮底圧迫法を実施したことは一般的ではない。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

### 3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、酸素投与)は一般的である。
- (2) 重症新生児仮死のため、高次医療機関 NICU に搬送したことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 既に検討されているが、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2020」に則し、胎児心拍数波形レベル分類に沿った対応と処置を習熟し実施することが望まれる。
- (2) 子宮底圧迫法について、今後は「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2020」に則して実施することが勧められる。
- (3) 観察した事項および実施した処置について具体的に記載することが望まれる。

【解説】本事例においては、子宮底圧迫法の開始・終了時刻、開始時の児頭の位置について、診療録に記載されているが、実施回数についての記載はなかった。子宮底圧迫法を実施した場合には実施回数についても診療録に記載することが望まれる。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

- (1) 保護者の意見からは、当該分娩機関の対応に対する不信、不満があると思われるので、十分な説明を行う体制を整えることが望まれる。
- (2) 重症の新生児仮死を認め、新生児搬送を実施した事例については、胎盤病理組織学検査が必要となる可能性があるため、冷凍保存ではなく冷蔵保存することが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。